公益財団法人
浄土宗ともいき財団

オンライン
応募説明会を行います!
12月18日(金)
14:00~15:00
くわしくはHPへ

令和9(2027)年度助成

募集要項

お寺の力を地域の力に。

募集締切日	令和9(2027)年 2月10日(水) 必着
助成対象期間	令和9(2027)年 4月1日～令和10年 3月31日に実施される活動
採択結果通知	令和9(2027)年 4月初旬
助成金交付	令和9(2027)年 6月末頃



※今回の応募状況によっては追加募集の実施を検討します。
※本募集要項は当財団の令和9年度事業及び予算により
決定されますので、予算成立状況によっては予告なく内容や条件、
通知および交付の時期を変更する場合があります。
※要項・応募書類は、毎年内容が異なっております。
必ず令和9 (2027) 年度の様式をご使用ください。
過去の様式でご提出いただいても受け付けできません。

《 ご相談・お問い合わせ先 》
公益財団法人 浄土宗ともいき財団 事務局
〒105-0011 東京都港区芝公園 4-7-4 明照会館4階
TEL 03-3436-3353
FAX 03-5472-4878
E-mail. tomoiki-info@jodo.or.jp

応募の前にこちらもご確認ください

支払証明書の廃止と領収書の使用方法について

応募の際によくある質問(FAQ)

助成をご検討の方へのノウハウのご紹介

浄土宗ともいき財団についてはこちらから

財団ホームページ

Instagram

採択団体の活動についてはこちらから

採択団体に密着した動画をYoutubeで公開中

採択団体を視察した際のレポートをホームページで公開中

公益財団法人
浄土宗ともいき財団

《 理事長ごあいさつ 》

地域貢献活動に取り組まれる皆さまへ



浄土宗ともいき財団 理事長 佐藤行雄

浄土宗ともいき財団の地域貢献活動助成事業にご関心をお持ちいただき、ありがとうございます。

この助成事業は、浄土宗の寺院あるいは僧侶や寺庭婦人の方々がなさりたい地域貢献活動を資金的に支援させていただくもので、われわれはこの事業を財団活動の中核に位置付けております。

その背景には、浄土宗の公益財団法人としての当財団の願いがあります。

当財団は、浄土宗からいただく「交付金」に加えて、法人会員になってくださっている寺院と個人会員になってくださっている僧侶の方々が納めてくださる「会費」という、いずれも浄土宗由来の資金を主な財源として活動する公益法人です。

そのことを認識して、当財団としては、浄土宗寺院や僧侶・寺庭婦人の方々がなさる社会貢献活動を支援させていただくことを通じて、言わば浄土宗からお預かりした資金を浄土宗に還元させていただくことができれば幸いと考えております。

また、浄土宗寺院やその関係者の方々が仏教的な視点や発想からなさる地域貢献活動が、それぞれの地域における寺院や僧侶・寺庭婦人の方々に対する信頼感の一層の向上につながることになればありがたいと願っております。

そのような願いを具体化するための仕組みとしてわれわれは、まず、全国の浄土宗寺院を対象にして、寺院や僧侶・寺庭婦人の方々がなさりたいと考えていらっしゃる地域貢献活動の企画を公募することから始め、応募された企画を専門家による独立の委員会で、あらかじめ公表した審査基準にしたがって審査し、採択された企画に資金助成を行うことにしております。

われわれが全国の浄土宗寺院を対象にした公募からこの事業を始めることにしているのは、永年にわたり、いろいろな意味で地域社会の拠り所の一つとなってこられた寺院や、そこで活動されている僧侶や寺庭婦人の方々が、それぞれの地域社会で今必要とされている社会貢献活動が何かを一番よく理解されていると考えているからです。

そして、応募された企画を、あらかじめ公表した審査基準に従って、第三者委員会的な審査委員会で審査して採否を決めることにしているのは、審査の透明性と公平性を担保するためです。

われわれは平成29（2017）年度からこの形で助成事業を運営しており、この令和8（2026）年度はその10年度目に当たります。その間、コロナ禍により地域貢献活動自体が実施困難になった時期もありましたが、その後は、むしろコロナ禍の経験が一つの契機となったかのように、応募件数も助成件数も増え、10年度目の令和8年度には応募件数が100件、採択件数が88件と、いずれも過去最高を記録しました。

また、その間に、助成対象とした地域貢献活動の公益性も高まってきており、われわれといたしましても、寺院や僧侶・寺庭婦人の方々のご熱意に感謝いたしているところであります。

われわれといたしましては、10年の実績を積んだことを一つの節目と考えて、この機会にこれまでの経験を振り返り、この助成事業が、地域貢献活動をなさりたい寺院や僧侶・寺庭婦人の思いを形にするために一層お役にたてるようにして行きたいと考えております。

助成事業の仕組みや応募のなさり方などの詳細につきましては次ページからの説明をお読みいただきたいと存じますが、以上に記しましたわれわれの願いをお汲み取りいただき、浄土宗の公益財団法人としての当財団の助成事業を牽引していただけるような活動を企画してくださることを願っております。

令和9（2027）年度から、助成枠が変わります。

ともいき財団では、寺院・僧侶が地域の中で取り組む公益活動を、その活動に合った形で支えていくため、令和9（2027）年度から、助成枠を変更します。応募回数、活動形態、目的に応じて該当する枠でご応募ください。

また、助成金の交付だけでなく、団体同士の交流、活動事例の共有、運営に関する相談、研修会などを通して、活動の継続や自立、必要に応じた次の展開を後押ししていきたいと考えています。

地域のための小さな一歩から、これまで続けてきた活動まで、ぜひ多くの皆様のご応募をお待ちしております。

助成事業のあゆみ

- **2017年**（平成29年）— 助成事業開始
- **2020年**（令和2年）— 新型コロナウイルスの影響で応募数が減少
- **2024年**（令和6年）— 開宗850年を記念して100万円の助成枠を設定
- **2026年**（令和8年）— 事業開始10年の節目に助成制度を再整備

対象分野

高齢者支援 / 子ども・親子支援 / 被災者支援・防災 / 社会的弱者支援 / 地域活性化 / その他公益活動

対象団体・活動

本助成の対象は、下記の要件を満たしている団体が行う個々の「活動」です。団体そのものへの助成ではありません。

対象団体

- **浄土宗寺院**
- **浄土宗教師が中心的な役割を果たす団体（法人格の有無は問いません）**

※中心的な役割とは、理事等や役員等として主体的に関わっていることを言います。

対象活動

- **仏教精神に基づいて行う、公益性の高い活動**
- **浄土宗から助成金、補助金等を受けていない活動**
- **日本国内で実施される活動**
- **営利目的ではない活動**

対象外となる活動

- 宗教活動そのもの（法要、法話、修行、道場など）あるいは、宗教活動時間が全体の半分程度を超える活動
- 教区及び開教区、所属団体（全国浄土宗青年会、浄土宗寺庭婦人会など）による活動
- 他団体等への寄付や寄付のための物品購入を目的とした活動

助成枠

助成枠	A. 新規・イベント型活動助成	B. 継続型活動助成
対象となる活動	初めて応募する活動、あるいは2回目以降で年に1～3回程度実施する活動（※イベント型という）	過去にともいき財団の助成を受けたことがあり、年間4回以上継続して実施する活動
助成上限額	**20万円**	**50万円**
助成回数	**3回まで**	**Aと合わせて5回まで**
助成割合	**助成対象経費の80%を上限とします。**（複数回採択された場合は、段階的に割合が下がります） 1回目 80%／2回目 70%／3回目 60%／4回目 50%／5回目 40%	

- 初めて応募する活動は**【A.新規・イベント型活動助成】**での応募となります。
- これまでに助成を受けた団体でも、**新しい活動の応募であれば**、その活動は**新規**として扱います。
- **1つの団体が応募できる活動は、いずれかの助成枠に1活動です。**ただし、同一の方が複数の団体の代表者となっている場合でも、各団体がそれぞれ異なる活動を行う場合は、それぞれの団体から応募することができます。また、実質的に同一とみなされる活動を、複数の団体から重複して応募することはできません。
- 年間の実施回数について、**複数日連続して実施する一連の活動は原則として「1回の活動」**として扱います。（例：1ヶ月間開催する展覧会など）

旧制度からの移行措置

〈 旧制度ですでに5回以上助成を受けている場合 〉

旧制度（2017～2026年度）での助成回数にかかわらず、A・B両枠を通算して、さらに3回まで採択されることがあります。

- 応募の際は、「収支計画表」に活動全体の収支予算を記載し、希望する助成額を〈助成金応募額〉の欄に記載してください。**あらかじめ助成割合を乗じて減額する必要はありません。**採択時に、審査委員会で経費の内容を精査して認められた額に、所定の助成割合を乗じて助成額を決定します。
- 実際に交付される助成金額は、認められた助成対象経費の80%以内、かつ50万円以内となります。〈助成金応募額〉は、この点を踏まえてご記入ください。
- 助成金だけではなく、参加費、寄付、自己資金、他の助成金なども活用し、継続的な活動につながる資金計画となるようご検討ください。

発展的な活動への助成額加算

【B. 継続型活動助成】のうち、これまでの活動実績を踏まえ、以下のような今後の具体的な展開が見込めると審査委員会で判断された活動については、助成上限額を超えて助成することがあります。

- 他団体との連携
- 対象者や活動内容の広がり
- 地域への波及

その場合は、活動計画、収支予算、加算の必要性、助成金の使途を精査したうえで、助成割合にかかわらず助成金応募額及び認められた助成対象経費の範囲内で助成額を決定します。

選考の視点

A・B枠共通の視点

1. **公益性**　活動が地域や社会の課題・ニーズに応え、不特定多数の利益に寄与するものであるか。
2. **寺院・僧侶の存在感**　仏教精神に基づく活動であり、寺院・僧侶が地域の中で役割を果たす活動か。
3. **目的・目標の明確性**　活動によって「何を目指すか」が明確であり、活動内容と合致しているか。
4. **実現可能性**　活動を実施するための人員や実施体制が整っており、計画した内容を実現できる見込みがあるか。
5. **予算の合理性**　活動内容に対して必要な経費が適切に計上され、積算や算出根拠が明確で妥当なものであるか。

助成枠別の視点	A.新規・イベント型活動助成	B.継続型活動助成
	⑥ 地域とのつながり 活動が地域との新たな接点を生み、その後の活動につながる機会となっているか。	**⑥ 継続性** これまでの実績や経験を踏まえた具体的な計画となっており、財源や人材確保の見通しなど、今後も活動を継続していくための方策が示されているか。

- 審査・選考は、透明性と公平性を重視し、外部の専門家を含めた助成審査委員会で行います。
- 選考においては、上記の点を重視して審査します。

応募書類等

	寺院が応募するとき				団体が応募するとき			
過去に当助成を受けたことが	ない		ある（2回目以降）		ない		ある（2回目以降）	
応募する活動を過去に実施したことが	ない	ある	ない	ある	ない	ある	ない	ある
・応募書類／活動計画書／収支決算書	○	○	○	○	○	○	○	○
・過去の活動資料（写真、記事、チラシ等）	×	○	×	○	×	○	×	○
・応募する活動の直近の活動報告書、決算書類等	×	○	×	×	×	○	×	×
・定款、会則などの組織の規約を示すもの（※）	×	×	×	×	○	○	×	×
・団体の概要がわかるパンフレット等（※）	×	×	×	×	○	○	×	×
・役員名簿	×	×	×	×	○	○	○	○

- 資料に不足がないよう、ご確認をお願いします。
- 提出された書類はお返しできませんので、必ず控え（データのコピー）をお取りください。

応募書類に関する確認事項

- 応募書類の「代表者」について、寺院の場合は住職名を記載してください。活動の担当者が住職以外の方の場合は、住職の了承を得たうえでご応募ください。
- 応募書類の「受給回数」について、**〈令和4（2022）年度分〉の助成は含めません。**同年度は新型コロナウイルスへの対応に伴う特例として、助成回数に数えないものとします。
- （※）印の書類は、直近の応募時から内容に変更がある場合には、必ず提出してください。

応募方法

ホームページにアクセスし応募書類をダウンロードして、「助成応募フォーム」から応募してください。
過去の様式で応募はできませんので、必ず令和9（2027）年度の様式をご利用ください。

ともいき財団　https://tomoiki.jp　03-3436-3353

対象となる経費・対象外の経費

対象活動に直接的に必要となる各種経費を助成対象とします。対象とならない経費や上限のある経費がありますので、ご注意ください。また、**3万円以上の科目間の流用**を行う場合は、事前に事務局までご相談ください。

科目	対象経費（例）	対象経費とならないもの	留意事項
使用料及び賃借料	▶会場使用料 ▶設営費・音響設備・機材 ▶機材リース料　▶コインパーキング代 ▶レンタカー代	・応募団体である寺院を使用する借料 ・団体事務所の家賃や水道光熱費等の管理費 ・本尊前	○会場使用料には、原則として、外部の会場（土地、田畑等も含む）を借りて事業を行う場合とする
消耗品費	▶教材費　▶食材費　▶材料費 ▶コピー用紙・インク・トナー代 ▶封筒、文房具 ▶当日スタッフ飲食費 ▶衛生管理のための経費 ▶その他消耗品費	・固定資産に値する物品（土地建物・機械・車両運搬具） ・本堂や庫裏のリフォーム工事代金 ・他団体へ提供される資金（寄付金・活動費） ・他団体へ提供するために購入する物資の費用	○すべての消耗品費用は社会通念上の一般的な価格のものにすること
備品費	▶単価10万円未満（税込）の備品	・単価10万円を超える備品 ※備品は、活動に直接必要なものに限る ※パソコン、タブレット、家電等、団体の設備との切り分けが難しいものは、開催頻度や必要性を審査のうえ判断する	○備品については、必ず助成表示マークを貼付（指定のステッカー）し、写真等で報告すること
印刷製本費	▶コピー代 ▶報告書印刷費 ▶チラシ・ポスター・パンフレット等の印刷費		○制作物には必ず、助成表示マークを掲載もしくは指定のステッカーを貼付し、写真等で報告すること
通信運搬費	▶郵送料・宅配便代など ▶WEB会議ツール等の月額使用料	・対象活動以外での使用を主な目的とする契約	○WEB会議ツール等の年額使用料は助成期間分のみが対象
広告宣伝費	▶実施活動の開催告知などを新聞、雑誌、WEB媒体等で広告するための費用 ▶立看板・横断幕・パネル等の制作費 ▶助成対象活動に関するWEBサイトの掲載・更新費用	・団体全体WEBサイトの新規開設、整備費用	○制作物には、助成表示マークを掲載もしくは貼付（指定のステッカー）し、報告すること ○WEBサイトには必ず助成表示マークのバナーを掲載すること ○SNSの投稿には必ず以下のタグをつけること　#浄土宗ともいき財団助成
旅費交通費	▶交通費 （1人あたり年間最大3万円まで） ▶宿泊費 （1人あたり1泊最大1万円まで） ▶ガソリン代 ※最も経済的かつ合理的な経路により移動した場合の交通費（実費）が対象 ※海外渡航旅費については、審査委員会が特に必要と認める場合のみ対象	・電車のグリーン料金や航空機等の特別料金	○イベントなどで、個人あてに現金支給せず、団体がまとめて乗車券等を購入した場合には、乗車券等を販売店が発行した領収書を提出すること ○航空機を利用する場合で、あらかじめ日程が決まっている場合は、「早割」等、極力安価なものを購入すること ○電子マネーなどをチャージする方法によって事前に支払うことは、用途が不透明になるので対象外
諸謝金	▶講師・指導者・出演者などに対する謝金 ▶外部スタッフやボランティアスタッフの謝金 ※ 1人あたり年間最大5万円まで ※ただし、同一人物に複数回支払う場合で対象事業にとって必要不可欠な人材である理由が明確なときは1人1回（1日）あたり2万円を上限として認めることがある	・団体内のスタッフへの謝礼 ・法礼 ・謝礼+菓子折り（手土産等）、金券（地域通貨券含む）、物品、個人への花束代など ※謝礼なしの手土産は対象とする場合もある	○社会通念上の一般的な金額にすること ○講師・指導者・出演者以外への謝金については、該当すると思われる科目へ記載すること （例：チラシデザイン料→広告宣伝費）
保険料	▶賠償責任保険料 ▶傷害保険料 （ボランティア保険等）	・団体所有の動産・不動産にかかる保険料 ・役員、スタッフ等の生命保険料	○契約が複数年にわたる場合は、助成期間分の分割払いが可能な場合のみ対象 ○人を集めて実施する事業は、必ずイベント保険に加入すること
その他助成対象経費		予備費・会議費（準備・反省会・打ち上げなど）・雑費	

採択後の流れ

令和9年4月初旬	採択結果をホームページに掲載、通知書を発送
令和9年5月28日	「助成内定通知書交付式・活動報告会」（参加必須）
令和9年5月31日	確認書類3点（誓約書・確認書・振込依頼書）提出締切日（必須）
令和9年6月末ごろ	助成金の交付（振込）
令和9年4月1日～ 令和10年6月30日	活動終了後3カ月以内に「完了報告書を提出」（必須） 事務局による現地調査（視察）は年度内に順次実施

応募にあたってご確認いただきたいこと

① 交付式・活動報告会への出席

採択された場合は、**令和9年5月28日（金）**に東京都港区内で開催する「助成内定通知書交付式・活動報告会」にご参加いただきます。代表者以外の方でも構いませんので、1名ご出席ください。

※1名分の交通費は当財団が負担します。

② 採択後の書類提出・アンケート

採択後にお送りする確認書類3点（誓約書・確認書・振込依頼書）を、**令和9年5月31日（月）**までに必ずご提出ください。すべての書類の提出およびオンラインアンケートへの回答を確認した後、助成金を交付します。

③ 助成を受けていることの表示

対象活動の広報物（チラシ・ポスター・ホームページ・SNS等）には、必ず以下の「助成表示マーク」を掲示してください。また、SNSへの投稿には「#浄土宗ともいき財団助成」を記載してください。

助成表示マーク

浄土宗ともいき財団 助成事業
SUPPORTED BY JODO SHU TOMOIKI FOUNDATION

① ロゴ（1）

② ロゴ（2）

④ 活動内容等の公表・広報への協力

団体名、活動名、助成交付額等を公表します。また、当財団のホームページ、SNS、YouTube等で活動の様子を紹介することがあります。

⑤ 現地調査への協力

活動の実施状況を確認するため、当財団職員が活動場所を訪問することがあります。現地調査へのご協力をお願いします。

⑥ 完了報告書・領収書

活動終了後**3カ月以内**に「完了報告書」を提出してください。また、**3万円以上**の支出については領収書の写しが必要ですので、必ず保管してください。

※前年度の完了報告書が未提出の場合、新たに採択されても助成金を交付できません。

⑦ 助成金の返還

「助成規程」に反する行為、不正、完了報告書の未提出等があった場合は、助成金の全部または一部の返還を求めることがあります。また、決算時に助成対象経費が助成交付額を下回った場合は、差額を返還していただきます。

⑧ 審査結果について

採択・不採択および助成応募額を減額した理由については、お問い合わせいただいてもお答えできかねます。